

|         |         |
|---------|---------|
| 一宮市監査委員 | 長谷川 伸 二 |
| 同       | 丹 羽 達   |
| 同       | 平 松 邦 江 |
| 同       | 横 井 忠 史 |

### 住民監査請求について（通知）

2026 年 10 月 15 日付で提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求について、その要件審査を実施した結果、下記の理由により却下する（受理しない）ことに決定しましたので、これを公表します。

### 記

#### 1 請求の要旨

本件請求は、請求の要旨及び事実を証する書類から次のように解される。

##### （1）請求の対象者

一宮市立奥中学校長、同校教頭、学校教育課長及び同課専任課長

##### （2）財務会計上の行為

一宮市立奥中学校（以下「中学校」という。）で使用するエアコン、防草シート及びホームコンテナに係る費用の支出（令和 7 年度購入分の 216,280 円）

##### （3）違法及び不当な理由

ア 一宮市奥中学校 P T A（以下「P T A」という。）規約上、明確な根拠が無い P T A 協力費について、不当な徴収が行われている。

イ 令和 7 年度 P T A 収入支出命令書収支一覧に記載されたエアコン、防草シート、ホームコンテナは、学校設備、学校管理又は学校運営に関する費用であり本来一宮市が負担すべきものであるにもかかわらず P T A 会費及び P T A 協力費から支出することは、不当な財務会計処理にあたる。

ウ エアコン購入費が学校教育に必要な校内設備取得費であるにもかかわらず、P T A 会計から支出されていることは、一宮市又は P T A 会計のいずれかに財産上の不整合又は損害を生じさせる疑いがある。

エ 中学校が P T A 会計を管理し、学校事務と一体で処理していることで、中学校と P T A の財務区分が不明確になり、財務、財産管理の適正性が損なわれている。

#### (4) 請求する措置

ア 令和7年度PTA会計から支出されたエアコン購入費について、支出の経緯、決裁過程、関与職員及び寄附採納手続の有無を調査し、一宮市又はPTA会計に生じた損害の補填その他必要な措置を講ずること。

イ 令和7年度PTA収入支出命令書収支一覧に記載された防草シート、ホームコンテナ、その他の支出について、本来公費で負担すべき支出が含まれていないかを調査し、公費私費の区分に反する支出が認められた場合には、その是正、必要な返還又は補填措置及び再発防止措置を講ずること。

ウ 保護者の個別同意を欠くPTA会費及びPTA協力費の学校諸費口座による一括徴収について、その実態を調査し、当該徴収方法の中止又は是正その他必要な措置を講ずること。

## 2 要件審査

本件住民監査請求が法第242条の要件に適合しているかについて審査を行ったが、その結果は以下のとおりである。

(1) 住民監査請求の制度について、福岡地方裁判所(平成5年8月5日判決)は、「普通地方公共団体の財政の腐敗防止を図り、住民全体の利益を確保する見地から、当該普通地方公共団体の長その他の財務会計職員の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、その監査と予防、是正等の措置とを監査委員に請求する権能を住民に与えたものであって、住民訴訟の前置手続として、まず当該地方公共団体の監査委員に住民の請求に係る行為又は怠る事実について監査の機会を与え、当該行為又は怠る事実の違法、不当を当該地方公共団体の自治的、内部的処理によって予防、是正させることを目的とするものであると解される。そのため、監査の対象となる行為等は、地方公共団体に積極消極の損害を与えひいては住民全体の利益に反するものでなければならないというべきである。」と判示している(上告審の最高裁判所平成6年9月8日判決も同判断を維持)。このことから、この判示に依拠して検討する。

(2) 請求人は、学校設備、学校管理又は学校運営に関する費用は一宮市が負担すべきものであるから、令和7年度のエアコン、防草シート、ホームコンテナの費用をPTA会計から支出することは、違法又は不当である旨を主張していると解される。そして、請求人が提出した事実証明書(甲第18号証)によれば、私費会計であるPTA会計から支出したことが認められる。

PTA会費及びPTA協力費を含むPTA会計予算の執行は、独立した任意団体であるPTAの支出であり、一宮市の公費による支出と認められないのは明らかである。

したがって、地方公共団体である一宮市に損害が発生したとは認められないか

ら、住民監査請求の制度が監査の対象とする行為には当たらないといわざるを得ない。

- (3) なお、請求人は次のアからウまでのとおり、中学校において、私費会計であるPTA会計の財務処理上の問題や徴収の方法、寄附採納手続の有無について言及しているが、これらの実態や是非は措くとして、住民監査請求の制度が監査の対象とする行為は上記(1)のとおりのものであるから、いずれも監査の対象とはならないことを付言する。

ア 中学校がPTAから寄附を受ける場合の手続が行われていないこと。

イ 本来学校設置者である一宮市が負担すべきエアコン購入費97,000円がPTA会費から支出され、防草シート59,280円及びホームコンテナ60,000円がPTA協力費から支出されていること。

ウ PTAへの入会同意及びPTA会費の納付同意がないにもかかわらず、PTA会費及びPTA協力費について、学校諸費等口座振替システムを用いて一括徴収していること。

### 3 結論

以上のことから、本件住民監査請求は法第242条の要件を欠いているので、不適法であり、これを却下するものである。

以上